

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 3 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 3 年 11 月 12 日付松監第 43 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 栗原 英弥
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(5) 小学校、中学校</b></p> <p>・ <b>校内出入口の安全確保について</b> 校内への出入口において解放されている箇所があり、職員室からも見通しが悪く、外部からの侵入者を確認できない状況となっていることが見受けられた。学校敷地内への不審者侵入等の事故を防止するためにも、早急に施錠により管理できる設備の整備等を図りたい。 [伊台小学校]</p> <p>・ <b>工作物及び機器等の安全点検について</b> 学校における事故防止については、令和 3 年 5 月 25 日付け 3 施企第 4 号文部科学省等からの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について (依頼)」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表 (以下「点検表」という。) に追加することとされているが、確認された工作物が点検表に追加されていない状況が見受けられた。倒壊や落下等による重大な事故の未然防止のため、把握漏れのない点検表の作成に努め、継続的かつ計画的に安全性の確認を行われたい。 [伊台小学校]</p> <p><b>むすび</b> <b>学校の安全管理について</b> 本年 4 月、他県において防球ネット支柱倒壊による児童の死傷事故が発生し、同月、別の県で体育館内のバスケットゴールが落下し生徒が負傷するなど、校舎等内外の事故が相次いだ。学校において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠である。 しかしながら、本市においても今回監査対</p>	<p><b>(5) 小学校、中学校</b></p> <p>・ <b>校内出入口の安全確保について</b> 学校の門扉等は学校敷地内に設置する必要があることから、学校敷地と隣接地との境界確認協議を実施しました。 設置場所は借地 (民有地) であるため、土地所有者の承諾を得て、令和 4 年 4 月に門扉等を設置しました。</p> <p>・ <b>工作物及び機器等の安全点検について</b> 令和 4 年 8 月の非構造部材の耐震点検の実施依頼に併せて、工作物及び機器等の安全点検について、当課から全小中学校に再度周知し、漏れなく点検を行うよう注意喚起した上で、各学校で安全点検を実施しました。 今後も学校と教育委員会とが連携し、定期的かつ継続的に点検を行い、児童生徒の安全の確保に努めてまいります。</p>

象の小中学校で、外部からの侵入に対する危惧や、安全点検への課題が見られた。学校における事故防止のためには、点検すべき対象を把握し、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して安全点検を行うことが重要である。本市管理下における小中学校の安全点検等の状況について今一度確認し、学校の安全管理の徹底に努められたい。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年3月22日付松監第57号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 農水振興課	所管課等長氏名 百 田 原 純
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>4 郵券等の管理状況について</b></p> <p>・ 郵券の適正管理について</p> <p>郵券の管理状況について確認したところ、受払簿の残数と在庫数が相違しているものが1件見受けられた。これは、郵券を使用した際に受払簿へ記載及び確認行為を失念したことによるものであった。今後は、受払いの都度、受払簿に発信先の記載及び複数職員での確認を行い、適正な管理に努められたい。</p> <p><b>5 薬品の管理状況について</b></p> <p>・ 薬品の適正管理について</p> <p>薬品の管理状況について確認したところ、農薬倉庫の農薬管理台帳で、普通物が劇物と記載されている状況が見受けられた。また、農薬倉庫の毒物及び劇物の保管庫に普通物が混在している状況が見受けられた。今後は、法令等に基づき、農薬管理台帳の整理を行い、毒物及び劇物と普通物を種類別に厳正保管するとともに、定期的に保管状況の確認を行うなど、適正な管理に努められたい。</p>	<p><b>4 郵券等の管理状況について</b></p> <p>・ 郵券の適正管理について</p> <p>当該郵券は、松山市青年農業者連絡協議会が会員への文書発送に使用するためのもので、これまでは同協議会の事務局である当課が管理していました。</p> <p>令和5年度からは、郵券は所有者である同協議会が直接管理することとなりましたので、その管理については、会長が会計を指導し、受払いの都度、受払簿に発信先の記載及び複数職員での確認を行い、適正な管理に努めるよう強く求めました。</p> <p><b>5 薬品の管理状況について</b></p> <p>・ 薬品の適正管理について</p> <p>今回の原因は、農薬管理台帳への記載ミスとその台帳に従って保管したことです。</p> <p>現在は、新たな農薬を購入した際には、必ず、担当者とリーダーの複数人で管理台帳と保管状況をチェックすることとしました。</p> <p>また、定期的に保管状況を確認するようにしました。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年3月22日付松監第57号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 総務部 人事課	所管課等長氏名 門 屋 充 哲
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>2 採用試験事務の支出事務について</b> ・普通旅費の未精算について 概算払である普通旅費の精算において、航空機を利用した場合は、松山市財務会計規則に基づき、その用件終了後、直ちに精算書を作成することとされているが、事務処理を失念していたため、精算が行われていない状況が見受けられた。今後においては、規則に沿った適正な事務処理に努められたい。	<b>2 採用試験事務の支出事務について</b> ・普通旅費の未精算について 当該未精算について、直ちに精算し、監査期間中に是正した。今後は、松山市財務会計規則に沿った適正な事務処理に努める。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 環境部 環境モデル都市推進課	所管課等長氏名 石川 さおり
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>1 収入事務について</b> <b>(1) 環境政策費雑入</b> ・リサイクル家具販売に係る委託事務について まつやま Re・再来館でのリサイクル家具販売について、公益社団法人と販売代金の収納事務を委託する契約を締結している。しかしながら、実際に行われている業務は、収納事務のほか家具購入者に口頭等で納入の通知をしていることから、徴収事務が含まれている。当該徴収事務は委託契約書等に定めがないため、引き続き徴収事務を委託する場合は委託契約書等を適正に整備されたい。	<b>1 収入事務について</b> <b>(1) 環境政策費雑入</b> ・リサイクル家具販売に係る委託事務について 令和5年度委託契約書等に徴収事務を明記し適正な処理を行った。今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年5月19日付松監第3号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 市民部 中島支所	所管課等長氏名 高岡伸夫
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>②情報発信内容の所属長の監督について</b> 市が運用するアカウントにおいて、ガイドラインでは、書き込み等を行う職員は、情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意し、所属の長は、十分な監督を行うこととされているが、情報発信内容の確認者が所属長以外のアカウントが見受けられた。今後は、市の組織として発信内容に責任を持つ必要があることを認識し、SNSを利用する所属の長は、発信する内容について十分に監督を行われたい。	<b>②情報発信内容の所属長の監督について</b> 中島支所で運用しているフェイスブックのアカウント「瀬戸内・松山里島めぐり」に書き込みを行う場合、文章及び図画等が正確かつ適正な内容であるかを総務担当分室長の確認を経て支所長が決裁を行うこととしました。 今後は多くの方に松山市の忽那諸島を知っていただき、関心を持っていただけるよう、正確な情報発信に努めてまいります。